

居宅介護支援・介護予防支援の報酬単価(案)の概要

介護給付の居宅介護支援については、業務に要する手間・コストの適正な反映、プロセスに応じた評価、公正中立、サービスの質の向上の観点から見直しを行う。また、予防給付の介護予防支援については、利用者の実態や給付の実態や給付管理業務の簡素化等を踏まえた報酬改定を行うと言われている。

そこで、居宅介護支援、介護予防支援の報酬単価をみてみよう！

(1) 居宅介護支援

ア．基本単位

要介護者のサービス利用状況や業務の実態を適切に反映した報酬体系とする観点から要介護度別の設定とする。また、標準担当件数について現行の50件を35件に引き下げる一方、標準担当件数を一定程度超過する場合の逓減制を導入する。

これまでの支援費850単位/月

居宅介護支援費()

< 取り扱い件数が40件未満 >

要介護1・2 1,000単位/月
要介護3・4・5 1,300単位/月

(ここでちょっと考えてみよう！)

この場合、一人のケアマネジャーがいくら稼げるのか、試算してみると・・・

試算：1000単価(10円) × 39人 = 390,000円/年

ケアマネジャーの活動諸経費もまかなえるだろうか？

(ケアマネy子の心配)

居宅介護支援費()

< 取り扱い件数が40件以上60件未満 >

要介護1・2 600単位/月
要介護3・4・5 780単位/月

もしも月50件を担当したら・・・

試算：6000円 × 50人 = 300,000円/年

う～ん、活動費は39件より沢山要るが、効率よく回らないといけないなあ。

(ケアマネy子の独り言)

居宅介護支援費()

< 取り扱い件数が60件以上 >

要介護1・2 400単位/月
要介護3・4・5 520単位/月

(ふむ、ふむ、もしも70件を担当したら・・・)

試算：4000円 × 70人 = 280,000円

これなら50件回ると同じ額だわ。フル回転しても身が持たないし、担当者介護も開くゆとりもない。ケアマネジャーを増員するしかないなあ。

(ケアマネy子の不安)

居宅介護支援費()

経過的要介護1・2 850単位/月

注：取り扱い件数については、介護予防支援業務に係る受託を受けた場合には、当該件数に1/2を乗じて得た件数を含めて算定する。

注：介護予防支援業務に係る受託は、介護支援専門員1人あたりにつき8人を限度とする旨、基準上明確にする。

* 上記の注 について、既存事業所については、取り扱い件数の算定に当たっては、平成18年9月までの間、介護予防支援に係る受託及び経過的要介護者の数を除く。

* 上記の注 については、既存事業者については、平成18年10月から適応する。

イ．加算等

初回加算の創設

初回(新規に要介護認定を受けた場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)の居宅介護支援費に加算する。また、退院・退所時には、より高い額を加算する。

初回加算(新規)	初回加算()初回時	250単位/月
初回加算()退院・退所時		600単位/月

* 算定要件

初回加算：新規に居宅サービス計画を算定した場合
要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

初回加算：初回加算の要件を満たしている場合であって、30日を越える入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院/施設等と居宅サービス計画を算定した場合。ただし、同一の利用者について前回の算定から6ヶ月以上を経過していること。

特定事業所加算の創設

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に加算する。

特定事業所加算(新規) 500単位/月

* 算定要件

過去3ヶ月において次の要件を満たした事業所について算定できる。

- 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。(当分の間、介護支援専門員とし3年以上の経験を有し、一定の研修等を終了した者をあてる。)
- 常勤専従の介護支援専門員が3人以上配置されていること。
- サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的に開催していること。
- 利用者のうち、中重度者(3～5)の占める割合が60%